

資料編



1 策定の経緯

期日（期間）	内容
平成30年（2019年）4月23日	臼杵市都市計画審議会（報告） ・改定の取り組みについて
平成30年（2018年）8月5日	第1回 市民検討会 ・臼杵で大事なこと
平成30年（2019年）8月10日	臼杵市都市計画審議会（報告） ・市民検討会、アンケート調査等について
平成30（2018年）9月1日	第2回 市民検討会 ・市民が思う「20年後の住みたい臼杵」
平成30年（2018年）10月23日～11月5日	中学生アンケート（学校経由）実施
平成30年（2018年）10月31日～11月16日	市民アンケート（郵送）実施
平成30年（2018年）11月4日	第3回 市民検討会 ・具体的に深く話し合う
平成30年（2018年）12月2日	第4回 市民検討会 ・地域の防災について
平成31年（2019年）1月20日	第5回 市民検討会 ・地域の将来像について
平成31年（2019年）2月17日	第6回 市民検討会 ・市民によるまちづくり
令和元年（2019年）10月18日～11月1日	庁内全課意見照会
令和2年（2020年）8月19日	大分県と臼杵市の 都市計画に関するマスタープラン地元説明会
令和2年（2020年）10月7日	臼杵市都市計画審議会（報告） ・素案について
令和3年（2021年）1月8日～2月8日	パブリックコメント実施
令和3年（2021年）2月26日～3月12日	案の縦覧
令和3年（2021年）3月22日	臼杵市都市計画審議会（諮問）
令和3年（2021年）3月31日	臼杵市都市計画マスタープラン改定

第1回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

策定から10年経過した「臼杵市都市計画マスタープラン」の見直しを実施するにあたり、市民の皆様からの意見を反映させ、新たな都市計画マスタープランを改訂するため市民検討会を開催しています。

～ 開催目的と意義 ～

- 都市計画マスタープランの改訂に繋がる市民意見を広く集めます。
- 少子高齢化が進み、防災意識が高まる状況において、「住み心地一番のまちづくり」、「災害に強いまちづくり」に関する意見を集めます。
- 臼杵市のまちづくりについて「臼杵市全体」、「お住まいの地域」に関する意見を集めます。

都市計画マスタープランとは？

人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを定めるものです。

～ 今後の日程とスケジュール ～

回数	テーマ	日程
第1回	臼杵市の特徴を話そう	8月5日(日) 9:30～
第2回	少子高齢社会のまちづくり	9月1日(土) 13:30～
第3回	活力や歴史の感じられるまちづくり	11月4日(日) 9:30～ (又は13:30～)
第4回	災害に強いまちづくり	12月2日(日) 9:30～ (又は13:30～)
第5回	住んでいる地域のまちづくり	1月20日(日) 9:30～ (又は13:30～)
第6回	まとめ	2月17日(日) 9:30～ (又は13:30～)

～ 当日の様子 ～

日時:平成30年8月5日(日)9時30分～

場所:臼杵市庁舎203・204会議室

参加者:市民 31名



■ 開会 (副市長挨拶)

- 南海トラフ地震をはじめとする自然災害の発生や少子高齢化による人口減少が進行しています。
- 自然災害、少子高齢化、人口減少の大きな課題を反映させ、新しいマスタープランを作る重要な時期です。

1. 開会

副市長挨拶

2. 臼杵市の現況について

都市計画マスタープランの説明



■ 臼杵市の現況について

「人口減少や高齢化の進行状況、土地利用、都市計画マスタープランの概要や改訂について」説明しました。

3. グループワーク

臼杵あるあるについての話し合い



■ ファシリテーター紹介

皆さんの意見をまとめていくファシリテーターには、これまで数多くの「まちづくりに関する意見集約」を行ってきた田坂さんに務めて頂きました。

4. 開会

次回の予定

第2回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

市民検討会の概要

日時：平成30年9月1日(土)13時30分～
場所：臼杵市庁舎203・204会議室 参加者：市民 30名

話題提供

全国と臼杵市の少子高齢化の動向、少子高齢化が都市に与える影響、コンパクトシティ+ネットワークについて説明しました。



話題提供

グループワーク

- 第1回の検討会で出た話を元にグループワークを行いました。
- 将来の臼杵をどうしたいか、「この指とまれ方式」にて、話し合いたいテーマを募集しました。話し合いたいテーマを提案する8人のテーマリーダーが現れました。
- テーマリーダーを中心にテーマ毎にテーブルを囲み、グループで話し合いました。



テーマ募集



話し合い

グループワークの収穫

グループ毎に話し合った結果を発表しました。



次回11月4日(日)は今回と同様に「この指とまれ方式」にて話し合いを行います。様々な市民検討会の意見を集約し、臼杵市都市計画マスタープランへと反映させていただきます。

お問い合わせ先 〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 臼杵市都市デザイン課 担当：藤澤・竹尾
電話：(0972)63-1111 FAX：(0972)63-1316

第3回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

● 市民検討会の概要

日時:平成30年11月4日(日)9時30分～
場所:臼杵市庁舎203・204会議室 参加者:市民 25名

話題提供

「活力や歴史の感じられるまちづくり」をテーマとし、公共施設の分布、観光の現状、臼杵市で行われてきた施策や全国の活性化事例について説明しました。

グループワーク

- 将来の臼杵をどうしたいかグループワークを行いました。
- 第2回の検討会で出たテーマをもとに、グループに分かれて話し合いました。



● グループワークの収穫

グループ毎に話し合った結果を発表しました。

**キモチは一緒だ！！
「いいうすき」
になるために**

活性化と魅力向上のための拠点づくり

- 経済拠点、観光拠点、防災拠点となる道の駅
- 地域産品を用いた経済活性化や、働く場、生きがいづくりの場となる経済拠点
- 九州一の醸造文化、臼杵市の観光拠点
- 津波に対応できる安全な防災拠点
- フェリー乗り場と連携した拠点

移住する人を増やして、助け合うまち

- 「働くのは大分市、住むのは臼杵市」をPRすれば人は移住してくる
- 移住をすすめるために、家を改築して貸し出す
- 誰もが住みやすく、災害時にお互いが助け合うイキイキしたまち
- バス等の公共交通の充実や見直し

参加者の感想

- みんなが考えていることに通じあうものを感じる
- 目指すところは一緒
- 発表されていることが実現すると嬉しい
- 実現するには、大きな変革と市民の覚悟が必要！



意見集約

臼杵の魅力を伝える観光

- 醸造文化を活かした新たな商品開発、醸造工場見学
- ふぐのお祭り、寺院や神社の御朱印巡りなど、臼杵の良さを伝える新しい観光ルート

次回12月2日(日)は4つの地区に分かれて話し合いを行います。
様々な市民検討会の意見を集約し、臼杵市都市計画マスタープランへと反映させていきます。

お問い合わせ先 〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 臼杵市都市デザイン課 担当:藤澤・竹尾
電話:(0972)63-1111 FAX:(0972)63-1316

第4回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

市民検討会の概要

日時:平成30年12月2日(日)9時30分～
場所:臼杵市庁舎203・204会議室 参加者:市民 21名

話題提供

「現行の都市計画マスタープランにおける地域別の計画内容」や「災害の想定、臼杵市で行われてきた防災施策」について説明しました。

グループワーク

将来の臼杵をどうしたいか、「臼杵北部地域」「臼杵中部地域」「臼杵南部地域」「野津地域」の4つのグループに分かれ、グループワークを行いました。



話題提供



各グループへ移動



意見集約

グループワークの収穫

グループ毎に話し合った結果を発表しました。

臼杵北部地域

- 地域における災害時の拠点づくり（道の駅等）
- 旧豊洋中学校の跡地利用（福祉施設、病院等）
- 黒島・佐志生の浜辺や公園を活用したまちづくり



臼杵中部地域

- ソフト対応（避難訓練等）、ハード対応（防潮堤等）を組み合わせた防災対策
- 遊歩道・行楽地の機能を持った避難場所づくり
- 古き良き景観の維持・活用と新しく作るものとの共存
- 過疎・高齢化に対応した、高齢者向け住宅
- フェリー乗り場と連携した物流拠点



臼杵南部地域

- 災害時における中心部の人々の避難が重要
- 避難訓練（小・中学生等）の実施による災害時への対応力の向上
- 災害により臼杵ICが使用不可の際に、緊急輸送の為の別ルートが必要
- 災害発生後に生活困難にならないように、施設整備を実施
- 山間部における土砂災害対策の実施



野津地域

- 冠水が発生している箇所への対応
- 公共交通の増便
- 来訪者を増やす仕組み（貸農園・情報発信等）
- 交通利便性（国道10・502号）の高い場所への施設づくり（観光案内・農産物販売・郷土料理が楽しめる道の駅）



次回1月20日(日)も第4回と同様に、4つの地区に分かれて話し合いを行います。
様々な市民検討会の意見を集約し、臼杵市都市計画マスタープランへと反映させていきます。

お問い合わせ先 〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 臼杵市都市デザイン課 担当:藤澤・竹尾
電話:(0972)63-1111 FAX:(0972)63-1316

第5回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

● 市民検討会の概要

日時：平成31年1月20日(日)9時30分～
場所：臼杵市庁舎203・204会議室 参加者：市民 21名

第4回市民検討会の振り返り

第4回市民検討会では、防災や地域のあり方についてグループワークを行い、話し合った内容について振り返りました。

グループワーク

将来の臼杵をどうしたいか、「臼杵北部地域」「臼杵中部地域」「臼杵南部地域」「野津地域」の4つのグループに分かれ、グループワークを行いました。



第4回市民検討会の振り返り



各グループへ移動



意見集約

● グループワークの収穫

地域のまちづくりにおける将来像をグループ毎に話し合った結果を発表しました。

まちづくりのキーワード

主要な意見

臼杵北部地域

若者の定住の促進
空き家の活用
海岸線の活用と対策

- ⇒ インフラ整備や就業の場の確保
- ⇒ 観光客の宿泊施設、高齢化対策として高齢者シェアハウスへ
- ⇒ 海岸風景を活用したコースづくり（フットパス等）、津波対策、建築物の法規制緩和の実施

臼杵中部地域

将来に向けた道づくり
若者が活動できる拠点づくり
やさしいまちづくり

- ⇒ 観光地に配慮した道路整備（拡幅等）、自動運転に対応した道路整備
- ⇒ 若者が魅力を感じる遊び場・観光の場を臼杵中心部へ
- ⇒ 全ての人安心して使用できる施設の整備（公衆トイレ等）

臼杵南部地域

観光情報拠点づくり
健康のまちづくり
目標は味噌消費量日本1位

- ⇒ 臼杵IC付近などに来訪者の観光案内・店舗・駐車場からなる観光情報拠点の設置（AIロボットによるコース紹介等）
- ⇒ 臼杵石仏周辺等の観光資源の活用（季節感のある日本庭園、戦国武将やアニメのコスプレ、ウォーキングイベント等）
- ⇒ 臼杵市の味噌消費量日本1位を目指した取り組み（観光・情報拠点で味噌スープカフェ設置等）

野津地域

農業に関する拠点づくり
安心・利便性の高い道づくり
観光資源や自然の活用

- ⇒ 道の駅・農業法人・農産物加工場等を国道10号沿道へ
- ⇒ 災害発生時の代替道路（臼杵川登線等）の優先的整備、渋滞緩和のための道路整備（フェリー乗り場から野津への道路）
- ⇒ 観光資源の情報発信（風連鍾乳洞、日本一のムクノキがある泊神社、下蔵キリシタン墓地等）、自然景観を活かしたコースづくり（オルレ・フットパス等）

最終回の市民検討会は2月17日(日)に行い、テーマはまちづくりのあり方について話し合いを行います。様々な市民検討会の意見を集約し、臼杵市都市計画マスタープランへと反映させていただきます。

お問い合わせ先 〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 臼杵市都市デザイン課 担当：藤澤・竹尾
電話：(0972)63-1111 FAX：(0972)63-1316

第6回 臼杵市都市計画マスタープラン市民検討会 Newsletter

市民検討会の概要

日時:平成31年2月17日(日)9時30分～
場所:臼杵市庁舎203・204会議室 参加者:市民22名

市民検討会の振り返り

今までに5回開催した市民検討会の様子や、グループワークにおける発言内容を整理し説明しました。

グループワーク

「わたしのマスタープラン」について4つのグループに分かれて話し合いました。

市長挨拶

幸せを実感できる住み心地一番のまちうすきを実現できるように、市民の方と共に取り組みを進めていきます。



市民検討会の振り返り



発表



市長挨拶

グループワークの収穫

これからのまちづくりの関わり方「わたしのマスタープラン」を、市民の方が一人ずつ宣言しました。

わたしの マスタープラン ～これからのまちづくり の関わり方～

人が集まるところをつくる

若者や障がい者のための
働く場づくり

子育て支援サービスの
積極的利用と
集う場づくり

福祉を活用して
健康で充実した
人生が過ごせる
場所づくり

地域との関わり



育児・教育の観点
から活性化・魅力
づくりに貢献します

災害時に地元地区
の方が避難できる
ように備えます

現在住んでいる場所
で自らの活動に責任
をもって、地域の
活性化に
取り組みます

地域行事へ参加し、
若い人達に
繋げます

うすきの魅力を発信・自ら促進

若者が暮らしやす
いうすきをつ
くりまます

地元産品(お酒)
の消費を促進
させます

うすきの景観や
まちの良さを
絵に描いて発信
します

国宝臼杵石仏を
有名にするため
自ら主体になって
活動します

うすきの良さを
広めていきます

※その他の意見も多くありました。

様々な市民検討会の意見を集約し、臼杵市都市計画マスタープランへと反映させていただきます。

お問い合わせ先 〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 臼杵市都市デザイン課 担当:藤澤・竹尾
電話:(0972)63-1111 FAX:(0972)63-1316

あ 行

○アクセス道路

空港や港、都市の施設にいたるまでの道路。

○液状化

地震などの振動によって地盤が液体のようになり、建物を支えられなくなる減少。

○NPO

Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間組織の総称。

○延焼遮断帯

市街地火災の延焼を阻止する帯状の不燃空間。都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される。

○沿道サービス施設

都市計画法に定められた、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所などの施設のこと。

○オープンスペース

公園・河川・緑地・農地など、建造物の建っていない場所のこと。

○温室効果ガス

太陽からの放射をほとんど透過するが、地表から生じる赤外線放射を吸収する能力を持つ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらす。

か 行

○合併処理浄化槽

し尿と雑排水（台所・風呂・洗濯排水など）を併せて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独浄化槽と比べ、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

○狭隘道路

道路の幅員が 1.8m 以上 4.0メートル未満の狭い道路のこと。

○協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して働くこと。

○漁業集落排水施設

漁業集落において、家庭などから排出される生活排水を処理する施設。漁業集落の生活環境の向上や、漁港・河川等の水質保全を目的とする。

○緊急輸送道路

災害直後から緊急輸送などを円滑に行うための、高速道路・一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定している防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路のこと。地震防災対策特別措置法に基づき指定された。

○グリーンツーリズム

農山漁村地域に滞在し、農漁業の体験を通して、自然や文化、地域の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○景観計画

景観行政団体が定める、良好な景観の保全・形成を図る計画。

○景観計画区域

景観計画が定められた区域のこと。

○景観形成防火地区

歴史的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な街なみの景観を保全、継承する必要がある地域で、都市計画の変更により準防火地域でなくなったもの。

○景観条例

地方自治体が制定する、良好な景観の保全・形成を図る条例。

○減災

災害の被害が起こることを前提とし、起こり得る被害を最低限に留めようとする防災の取り組み。

○建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等にさらに一定の制限を加え、互いに守りあっていくことを約束した、敷地や建築物に関する民間の協定のこと。特定行政庁（知事・市長など）の認可を受けなければならない。

○交通結節点

鉄道やバスなど複数の交通機関が集まり、乗換え・乗り継ぎが行われるような交通導線が集散的に結節する場所。鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。

○耕作放棄地

過去一年間耕作されておらず、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のこと。農林水産省が5年毎に行う農業センサスにおいて、農家の自己申告に基づいて把握・集計される。

○公共下水道

地方自治体が管理する、主として市街地における下水を排除・処理するための下水道。終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものを指す。

○公共施設

道路・公園・下水道・学校・図書館などの国や地方公共団体が運営・管理する一般住民の利用を目的として整備される施設。

○コミュニティ

同じ地域に居住し、共同による意識を持つ人々の集まりのこと。

○コミュニティバス

交通が不便な地域の解消や地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが運行するバスのこと。

○コンパクトなまちづくり

市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、都市の中心部にさまざまな都市機能や居住地を集積するまちづくりのこと。

さ 行

○再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱などの自然の活動によって、半永久的に供給され継続して利用できるエネルギー。新エネルギーとも呼ばれる。

○自主防災組織活動

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、地域住民が自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織のこと。

○自然公園

優れた自然を保護し、その利用の増進を図り、国民の保健及び教化に資することを目的として、自然公園法によって指定される公園。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つに区分される。

○事前復興計画

平時のうちから災害が発生した際のことを想定し、自治体や住民が復旧・復興に必要な手引きや体制をあらかじめ準備しておくこと。

○持続可能なまちづくり

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が要求を満たしつつ、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

○修景

都市計画等で、自然景観を損なわないように整備すること。

○住宅ストック

既存の住宅のこと。

○親水空間

水と親和性がある空間。

○シンポジウム

ひとつの問題について、複数の人が意見を述べ、それについての質疑応答を行う形式の討論会。

○水源涵養

降水を地表や地中に貯留し、河川に流れ出る水量を調節する自然の機能。

○ストック

これまでに整備された道路、公園、下水道や公共施設、建築物など。

○ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

○スプロール

市街地が郊外へと無秩序に広がっていくこと。

○生活圏

買い物や通勤・通学、レクリエーション、医療など、日常生活で行動する場所や範囲のこと。

○生活道路

その地域に生活する人々が、通勤や通学など日常生活でよく利用する道路。

○セットバック

土地に接する道路が2項道路（建築基準法第42条第2項の規定により道路であるものとみなされた幅4m未満の道のこと）の場合に、道路の中心から2m後退して建物を建築すること。

た 行

○地域コミュニティ

町内会や老人会、子ども会などの住民同士のつながりや集まりのこと。

○地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的などによって区分し、土地利用に関して一定の規制などを適用する区域として指定された地域、地区。

○地区計画

都市計画法に基づく地区計画等の一種で、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境のまちづくりを誘導するための計画。市町村が、住民の意見を反映しながら策定する。

○中山間地域

平地から山間地にかけての、傾斜地が多くまとまった平坦な耕地が少ない地域。

○D I D

人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略称。市区町村の区域内で人口密度が40人/ha以上で、人口が5,000人以上の地域のこと。

○低・未利用地

市街化区域内において、適正な利用が図られるべき土地であるのに長期間有効に利用されていない土地のこと。

○電線類地中化

防災機能の強化、安全で快適な歩行空間、良好な景観の形成を目的として、電力線や通信線などを道路の地下空間などに埋めて無電線化を図ること。

○伝統的建造物群保存地区

城下町や宿場町、門前町などの歴史的な集落やまちなみを保存するために市町村が定める地区のこと。

○特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置され、自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道のこと。

○都市機能

行政、商業、工業、医療、福祉、交通などの都市に必要となる様々な機能。

○都市基盤

都市活動を支える基幹的な施設。一般的に道路や鉄道、河川、上下水道などの公共施設のことを指す。

○都市計画区域

都市計画法に基づいて計画された道路。都市計画道路の区域内は建築物に一定の制約がかかり、建築物を建築使用とする際には、許可を要する。

○都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法に基づいて計画された公園。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園に種別される。

○都市計画道路

その地域に生活する人々が、通勤や通学など日常生活でよく利用する道路。

○都市計画法

都市が健全に発展し、秩序ある整備を図ることを目的として制定された法律。都市計画の内容や建築の制限、都市計画事業の認可・施行などについて定められている。

○都市構造

道路や公園、建物などの都市の骨格のこと。

○都市再生整備事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ること。

○都市施設

道路や公園、下水道、ごみ処理場、都市高速鉄道、駐車場など都市において必要となる公共的な施設のこと。

○都市のスポンジ化

都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。

○土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を整備すべき区域。

○土地区画整理事業

市街地を面的に整備するために、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

○土地利用

都市計画法において、用途地域や防災地域、臨港地区、高度利用地区などの地域地区が都市計画区域内の土地利用の区分にあたり、土地利用の規制・誘導を図るために定める。

な行

○農業集落排水施設

農村地域の各家庭のトイレや生活雑排水などの汚水処理を行う施設。農村地域の生活環境の向上や、農業用水の水質保全などを目的とする。

は行

○バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

○ハザードマップ

地震・台風などによる被害の予測について、その種類・場所・危険度の他、避難経路や避難場所が記載された地図。

○バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活する上で、支障となる物理的、心理的な障害を取り除こうとする考え方。

○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの頭文字をとったもので、業務を継続的に改善していく手法の一つ。

○避難路

災害発生時、避難地などの安全な場所に住民が速やかに避難できるよう配置された道路、緑地又は緑道。

○風致地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、自然的景観を形成している土地である。自然景観を維持するため、建築物の建築や森林の伐採などに一定の制限が設けられている。

○保安林

農林水産大臣の指定により、森林の公益的機能の発揮を目的とし、伐採・開発などが規制されている。森林法に基づく指定の目的により、17種類に分類される。

○防災拠点

災害時、救援・救護などの活動の拠点となる施設。防災拠点には、市庁舎や学校、医療機関や公園等が指定されている。

ま行

○街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うもの。

○密集市街地

古い木造の建物が密集しており、十分な避難道路や避難公園が少ないために、災害時の延焼防止や避難に必要な防災機能が確保されていない市街地のこと。

や行

○優良農地

集団的に存在する農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えている農地のこと。

○ユニバーサルデザイン

年齢や人種、障害などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインするという考え方。

○用途地域

「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、建築できる建物などを用途別に12種類に分類される。

ら行

○ライフライン

日常生活に必要不可欠な水道や電気、ガス、交通、通信などの設備のこと。

○緑地協定

市街地の良好な環境を守るために、緑地の保全や緑化の推進に関する事項等について、土地の所有者等全員の合意により定める制度。

わ行

○ワークショップ

地域にかかわる諸問題に対応するため、さまざまな立場の参加者が域の課題などについて自由に意見を出し合い、解決策や方向性などを見つけていく方法。

